

都市型創造産業事業者認定 申請手続き

令和元年度に、六甲山上（対象地区については2頁参照）の遊休施設等について、都市型創造産業（※）に資する事務所へと利活用することを認める都市計画法上の規制の見直しを行いました。これにより、六甲山上におけるオフィス等の設置が可能となりました。オフィス等の設置にあたっては、都市型創造産業に資する事業者認定を受ける必要があります。申請手続きについては、下記をご確認ください。

※都市型創造産業とは

1. 創造性を持った人材資本（クリエイター）により、事業の高付加価値化やイノベーションの契機となりうる産業分野。具体的な分野として次の14業種が該当する。
①ソフトウェア業、②映像情報制作・配給業、③音声情報制作業、④新聞業、⑤出版業、⑥広告制作業、⑦映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業、⑧デザイン業、⑨著述・芸術家業、⑩経営コンサルタント業、純粋持株会社、⑪その他の専門サービス業（翻訳業、通訳業等）、⑫広告業、⑬土木建築サービス業、⑭写真業
2. 1の事業を行う者が利用するレンタルオフィス、会議室等のレンタルスペース、コワーキングスペースを営む事業、及びこれらに付随して宿泊等のサービス提供を行う事業
3. その他市長が必要と認める事業

1. 認定にかかる申請手続きについて

下記 URL より都市型創造産業事業者認定申請書をダウンロードし、必要書類を添付の上、事務局までご提出ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64051/shise/kekaku/kezaikankokyoku/rokkomaya/toshigatahozyo.html>

申請いただいた後、事務局にて「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」等をもとに審査に、認定の可否を決定いたします。

<留意事項>

- 申請書を提出いただく前に、事務局において書類や事業内容等を確認するための事前相談を行いますので、相談日時について事務局までご連絡ください。
- 申請にあたっては、「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」をよくご確認ください。

2. 事務局

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

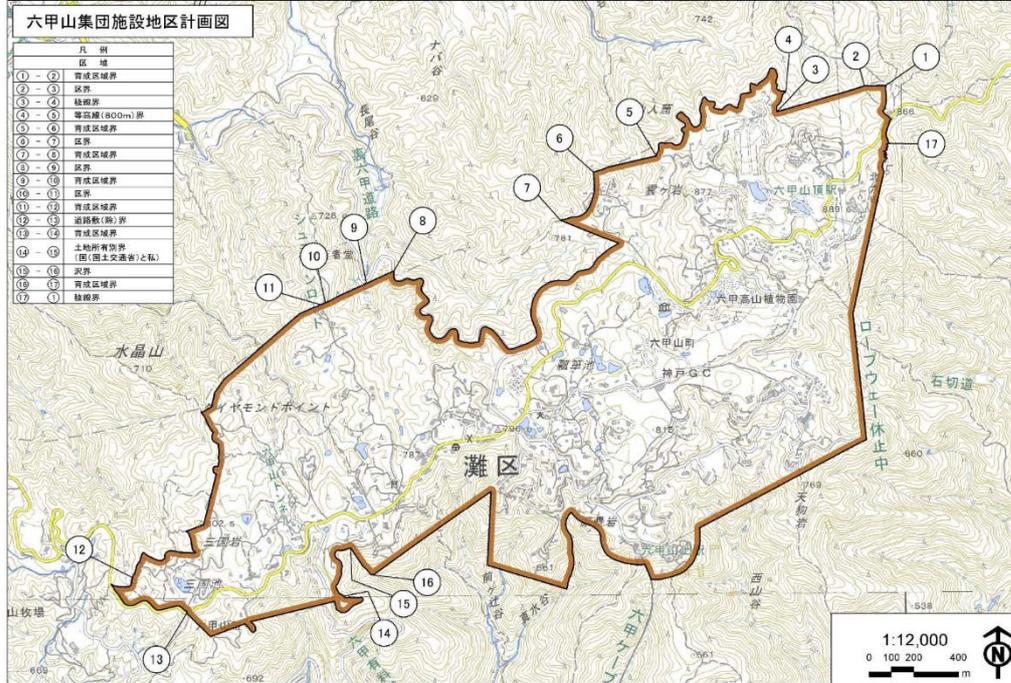
神戸市 経済観光局 観光企画課

TEL：078-984-0335 FAX：078-984-0360

Email：etb_rokko@office.city.kobe.lg.jp

3. 対象地区

<六甲山集团施設地区>



<摩耶山集团施設地区>

